平成２７年（フ）第１５４号
神奈川県横須賀市舟倉２丁目６番１―109号
債務者　丸山　幸弘
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市林３丁目８番Ｆ―102号
債務者　田辺知佐子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市野比１丁目17番27号
債務者　川内重太郎
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３９２号
神奈川県厚木市岡田４丁目５番25号　パレスパルテノン206
債務者　柳谷佐和子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１１号
神奈川県平塚市寺田縄966番地の４
債務者　兼平　久美
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４０４号
愛知県半田市雁宿町１丁目５番地
債務者　亀崎美恵子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９７号
埼玉県狭山市広瀬台１丁目66番13―401号、前住所埼玉県狭山市柏原20番地の13
債務者　冨岡　一之
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５号
大分県佐伯市蒲江大字西野浦2441番地
債務者　神崎　孝治
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
和歌山市紀三井寺348番地５　キャロットヴィラ105号
債務者　水野由紀子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９６号
札幌市西区西野４条３丁目９番38―206号
債務者　横田　義樹
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４６号
札幌市西区西野６条５丁目３番16号
債務者　菅原　京子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７１号
札幌市東区北22条東７丁目１番27号　イールドＮ22―101号
債務者　笹浪　　翼
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３０号
札幌市東区北９条東６丁目２番23―103号
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４２号
札幌市中央区南11条西８丁目３番12―105号
債務者　加藤　由香
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４７号
札幌市東区北25条東６丁目２番23号　谷口荘105号
債務者　吉田　克彦
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６３号
札幌市東区苗穂町４丁目12番６号　ホームビル306号
債務者　樋木　正実
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７０号
札幌市東区北43条東19丁目４番18号
債務者　敦賀　佑介
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部